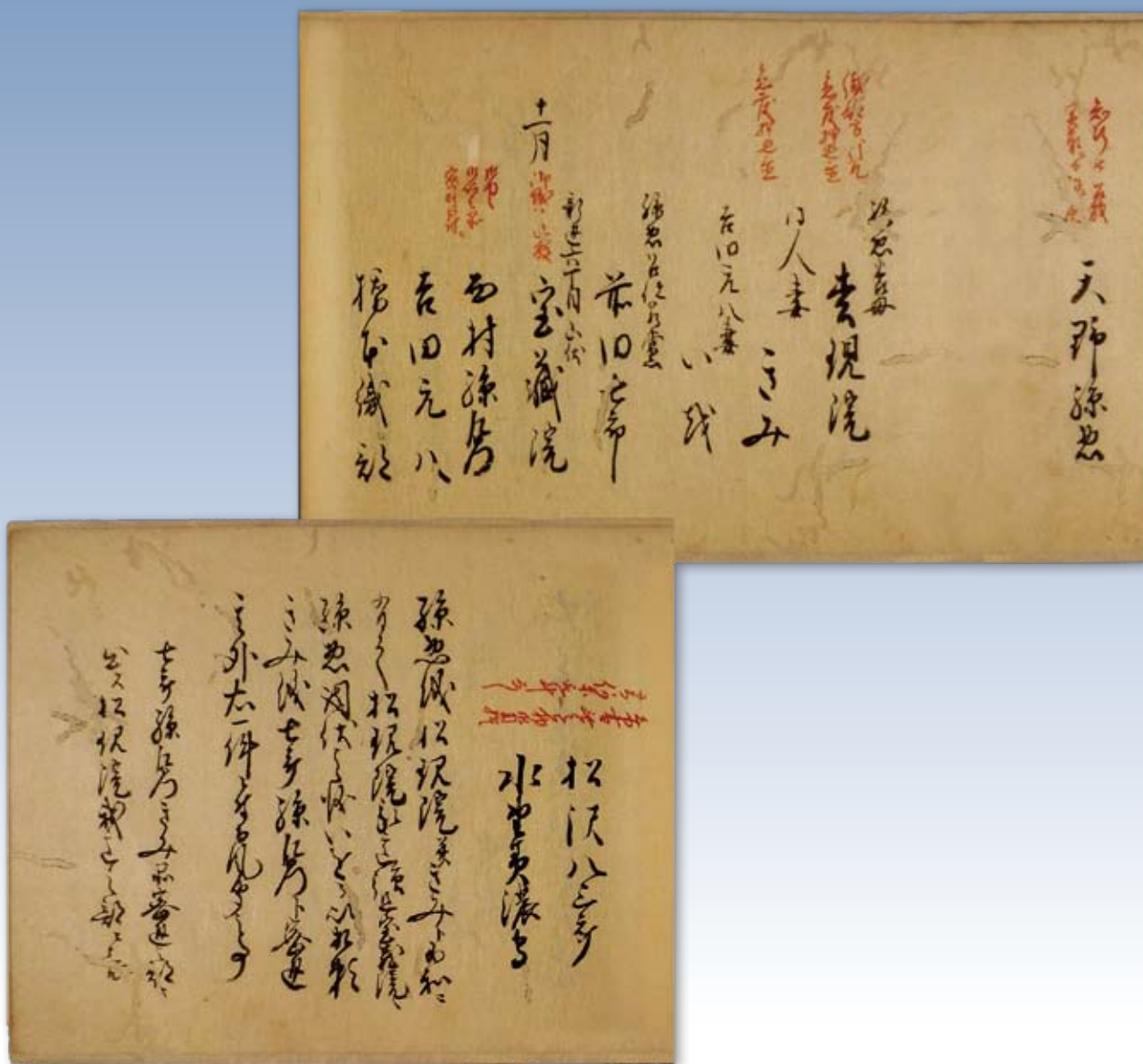


# 和歌山県立

もん じょ かん

# 文書館だより

第34号 平成24年7月



我意が強く、養子天野孫惣と不和になった養母松現院は、山伏の宝蔵院に孫惣の「調伏」を頼みます。「風聞録」はこのような藩の犯罪の記録です



新通り六丁目山伏

天野家に養子に入り寄合を勤める孫惣は、養母松現院、跡取り娘で妻のきみと不和だったといえます。文化二年(二八〇五)のことでしょうか。養子といえども主人。本来立場は一番強いはず。孫惣が、江戸時代の武士ですから気の弱い男だったのか、かてて加えて松現院が「我意強」といいますから、我がままで気性も荒かったのでしょうか。表紙写真のように、拳句の果てに養母松現院は、吉田元八の妻い。をを介介にして城下町和歌山の新通り六丁目、山伏宝蔵院に頼み、何と養子孫惣を「調伏」、つまり呪いをかけて殺そうとしたのです。

江戸時代の武家は家を存続させていく必要から嫁取りだけでなく、頻繁に養子のやり取りをおこないました。先代や甥・姪が同居している場合も多々あります。そこに他人が入って来るわけですから、人間関係がうまく行くばかりではありません。当然問題が起ります。そんな混乱した家庭秩序の中、妻きみは密通に走ります。現代の単に不道德を意味する不倫とは違い、密通は武家社会では犯罪でした。たとえ独身であれ、婚外以外の男女の関係はすべて密通に含まれます。妻きみの相手は養子孫惣の家来である若党前田七郎。密通事件ではこの若党相手というのが目に付きます。さら

にきみは西村孫左衛門という人物とも関係を持ちます。

「風聞録」

これは藩の「風聞姓名書き抜き」(以下「風聞録」)に書かれた事件です。ここで取り上げた寛政十二年(一八〇〇)から文化十三年(二八一六)までの綴じ込みでは、「博奕」「密通」「他出(許可を得ないままの外出)」「并不身持」など八つの項目と、それらが重複した「雑」に分けて、年の順にまとめて事件の内容が簡潔に記してあります。多くの事件には朱字で処罰の結果を記しています。処罰は家中「書上げ」(系譜「親類書」)に書かれた内容と一致するので、「風聞録」は藩の記録と照合して記したものであることが分かります。

一方、この「孫惣調伏」事件にしても、一文の末尾は「右一件二付而風聞之事」としてあります。あるいは、兄弟で果たし合いがあったという記事を家中「書上げ」で調べてみると、弟を討ち果たした兄が何の咎めも受けていないばかりか、死んだはずの弟が実際には後年病死したと書かれているのです。この果たし合いの風聞は誤報だったといえます。

「他出 并不身持」の項に「文化十(一八一三)を抹消して「享和元(二八〇一)に訂正している箇所があります。これは、「享和元」の項を書いたのが後の「文化十」以降であることを示しています。また、記してある年月は事件が起きたときではなく処罰の下った時期のようです。年はともかく月は必ずしも順番通りに並んでいるわけではあり

ません。ここからもそのときどきに書き込んでいったのではなく、後にまとめて記述したという作業手順がみてとれます。「風聞録」は「風聞」から出発したとしても、調査事項や取り調べ内容も加え内容区分・年の区分をして後年に編纂した藩の正式な記録なのです。

急度押込置

文化二年十一月、この「調伏」事件に対して藩から処罰が下ります。今日ならば一方的な被害者である養子孫惣なのですが、「知行被召放、実家二而蟄居」、天野家に支給されていた知行は藩に取り上げられ、孫惣は家臣の地位を失います。さらに、養子の立場も解かれて実家に戻され、謹慎、つまり実家の屋敷から出歩くことを禁じられます。何年経っても実家は責任を持たされるのです。ただ、武士身分まで取り上げられたわけではありません。こうして天野家は取り潰されました。

厳罰でないとはいえ、主人たるもの、家内を取り締まらなかった点が問題とされたのです。現代ならば個人は処罰しても家は残ります。現代法は家の内実に踏み込む意図は持たないからです。しかし近世には、嫁取りや養子取りでも当主の自由意志で出来るのではなく藩の許認可事項なので、処罰でも藩の判断で家の存否がかかわってくるのです。

一方、養母松現院は実家である橋本織部が引き取り「急度押込置」。「急度」は厳しく、「押込置」はこれも屋敷での謹慎なのですが、紀州では「押込置」はどうも家臣以外の人物に対して使った用語のよう

に思えます。妻きみも同じ「急度押込置」ですが、きみは天野家の娘で戻すべき実家がないのですから、恐らく親類筋で引き取って押し込めたものと考えられます。さらに社関係も藩の統制下にありませんから、山伏の宝蔵院も「城下追放」に処されます。妻きみの密通の相手の一人西村孫左衛門は「内々御阿」、政治の中核である中奥で叱責を受けました。きみに比べれば実に軽い処罰です。もう一人の密通相手、若党前田七郎は処罰されませんでした。七郎は天野家の家臣で紀州藩の直系家臣ではありませんので、藩の権限が及ばないからです。

親類あげて

天野家「系譜」(資料番号四五二)をみると、処罰が下る前の文化二年(一八〇五)二月に、養子孫惣は病気を理由に、願い通り役を解かれ無役の役としての寄合に任じられています。家庭の不和に心身と



写真1 義姉吉田元八妻・同西村孫左衛門妻

もに疲れたのでしょうか。まさか「調伏」のせいではないと思いますが。

「系譜」の写真1の部分を見れば分かるように、孫惣の妻・きみには姉がふたりいます。上の姉が「吉田元八妻」です。山伏宝蔵院に「調伏」を取り持ったのは、養母松現院の娘で、妻きみの姉だったのです。天野家は、養母松現院、その娘である妻きみだけでなく、すでに嫁に出ているいをも巻き込んで、寄ってたかつて養子孫惣を追い出しにかかったというわけなのです。

下の姉は「西村孫左衛門妻」となっています。西村孫左衛門とは妻きみの密通相手ではありませんか。何と、妻きみは下の姉の主人と密通していたのです。

「系譜」の孫惣の項には、孫惣の処罰内容が具体的に書かれています。「家事治方不宜、家内不熟之上不心得之儀も相聞候付、知行被召放実家江被差遣蟄居被仰付候」、家の統治のし方がなっていない、家族の折り合いが悪い上、不心得密通のこともあるようだ、孫惣の知行を取り上げ実家へ差し戻し蟄居を命じるというものでした。

### 名家天野家の復活

こうして取りつぶされた天野家ですが、「系譜」によれば取りつぶされたその同じ日に天野家は復活します。天野家は「先祖以来久々御奉公相勤候家柄二付、別儀を以被召出知行三百石被下置大御番被仰付家敷も其儘被下置候」、天野家の先祖以来長く紀州藩に奉公した家柄だからといえます。紀州天野家の初代天野孫左

衛門は家康の旧臣でしたが、紀州徳川家初代藩主頼宣が五歳でまず水戸の藩主となった際、頼宣に付けられ、幼い頼宣に代わって水戸を治めた三人の重臣のうちのひとりでした。それ以来紀州徳川家に付き従った名門の家筋なのです。「別儀を以」というのは、文字通り特別の理由ととるよりも、特別扱いをしてと考えるのがここではふさわしいでしょう。

相続したのはすでに孫惣の養子に決まっていた健次郎という人物で、彼は孫惣とは血のつながりがなかったからこそそのまま起用されたのでしょうか。もちろん養子としてではありません。孫惣の代で天野家は途絶えたのですから、その代をなかつたものとして一つ前の孫惣の親の代にさかのぼっています。その先代からの「家名相続」、家を継いだのではなく、廃絶するには惜しい名家であるが故に家名だけを継いだのだということにしています。当然、通常の相続で跡を継ぐという意味の「為跡目」ではなく、「被召出」、新しく家臣として取り立てる形をとっています。知行高は二百石減らして三百石屋敷はそれまでの天野家の屋敷をそのまま与えています。

### 付き悪い

次もこれまた頼りない養子の話です。文化五年（一八〇八）のことでしょうか。具足奉行助の片野孫兵衛は、自分の娘に勝之助という養子を取りました。ところがこの勝之助、写真2の「風聞録」のように、「不熟」だったといえます。折り合いが悪いとも取れるのですが、ここでは、

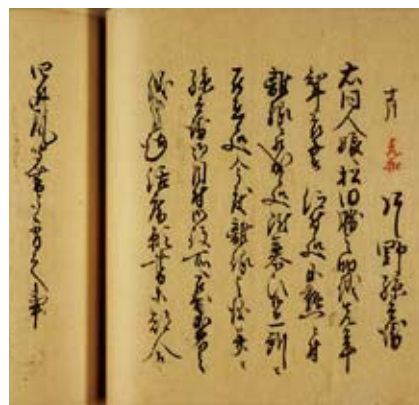


写真2 離縁した元養子が一緒に住む

藩の役務にしろ家の経営にしろ、跡取りとして適任でないと解釈しておきましよう。そこで藩に願ひ出て離縁になりました。当然実家へ戻されることになりました。ところが、「附慕ひ候而一所二罷在候」、離れようとしないのでということでしょうか、そのままずると一緒に（二所）に住んでいたのです。これはよろしくない、藩が養子の離縁を決めたのですから、たとえ養子勝之助が洩ったとしても養父孫兵衛は勝之助を実家へ追い立てなければいけません。養子の縁を解かれたにもかかわらず実家へ戻ることを洩る勝之助も勝之助ですが、それを許して同居を続けさせてしまう養父孫兵衛も問題なのです。ほかにも孫兵衛は、目付役所で「不束」があったなどともされていますが、この年十月、「差控」を命じられます。これも自宅謹慎のひとつなのですが、目立たないような形で外出なら許されるという、蟄居よりは緩やかな謹慎です。

片野家「系譜」(資料番号三六三七)にはその後の事情がのっています。「先年養

子被仰付候処存念之品有之、実方へ戻候、右養子被仰付候後妾腹ニ出生之男子銚之丞を惣領ニ被仰付被下候、養子を実家に戻したあとで妾(正妻ではない女性)が男子を生んだので、この男の子を跡継ぎに定めています。

### 養家乗っ取り

今度はこわい養子です。文化六年（一八〇九）のことなのですが、大番の跡取り娘の妻ふんを虐待したそうです。写真3の「風聞録」にあるように、妻ふんに対し「当り厳敷食事宛餉」つたといいますが、これを「当り厳敷」と「食事宛餉」に切ってしまうって意味が分からなくなり



写真3 腐った食事を与えられた妻は「出奔」

ます。「当り厳敷食事」を「宛飼」で、「当り」は食べ物といった部分ですから、腐った食事を与えたこととなります。あるいは、一切食べさせなかったこともあったようです。養子新五郎には、舟橋安左衛門の後家(夫に先立たれた妻)さよのも加勢しました。こうした仕打ちに堪え難く、ふんは「出奔、乞食体ニ相成」、逃げだして、「乞食」のようにして暮らしているといううわさが流れました。

この年八月に処罰があつて、新五郎は家臣の立場のみならず武士身分をも解かれる「改易」の上、和歌山城下一〇里(約四〇キロメートル)外に追放という、居住地の制限まで受けました。後家さよのは四〇日間の押し込みとなりました。

写真4の千本家「親類書」(資料番号七六〇七)には、養子新五郎の実方舟橋家に「父 舟橋安左衛門」とあります。養子新五郎に加勢した「舟橋安左衛門後家」は、新五郎の実母だったのです。実の母親が養子先に口出し、だけでなく



写真4 妻を虐待した「後家」は義理の母

手出しまでするって、これは近世の話なのですが。

### ふんの帰還

千本家の養父は享和元年(一八〇二)三十三歳の時に病氣になり、死ぬ間際に養子願いを出す末期養子の手続きをとって、「娘(おんな)御座候二付いか体之者二而も御名跡被仰付被下」、娘が一人いますので(これがふんですが)、この娘にどのような者でも婿を取って跡継ぎにして下さいとし、この年六月に死去しました

(「系譜」・資料番号七六〇五)。娘としていますが、この養父には妻はいなかったので妻の子だったと思えます。十二月でしようか、相続したのが十七歳の新五郎。実父安左衛門の就いていた、調理を行う「台所人」(「親類書」・資料番号七六〇七)には、台所会計を預かる「賄人」とありますが、「風聞録」の「台所人」の方が正しいかもしれせん)からすれば、養家千本家の役儀だった中核的騎馬隊の大番はるかに上の位。願ってもない養子口だったはず。感謝をして養家千本家の経営に励めばよさそうなものなのですが、すでに養父は死去していますから、たしかに千本家は新五郎や実母のやりたい放題の状況になってはいましたが、なぜ、血のつながった娘を追いだし、養家に乗っ取らなければならなかったのか。家付き娘のふんが妾の子だったということが関係しているのでしょうか。

のちの天保十一年(一八四〇)、次の代の養子が書いた写真5の「親類書」(資料番号七五九八)には、「養父 千本新五郎



写真5 「出奔」した妻も無事に戻る

死」となっています。実際に死を確認したのか、改易になった人物だから死んだものとしてあつかっていたのかは分かりません。「養母 千本新五郎妻」妻が夫の妻なのは当たり前なので、ここは養家の跡取り娘として「家女」と書かなければいけないところ(です)とありますので、「出奔、乞食体ニ相成」ったふんは、どうやら家に連れ戻してもらって無事暮らせたようです。ただ、次の養子が相続した経緯など、詳しいことは分かりません。

### 継母の虐待

次は継子虐待です。文化六年(一八〇九)の項に記されていますが、寄合である浅井龜吉の実母慈光院は龜吉の姉とを虐待したといえます。写真6の「風聞録」にあるように、「厳敷当り殊外にくみ非道ニ致し」、厳しく扱い、とりたてて憎んで、普通考えられないようなひどいことをしたと記しています。さらに、「朝夕之給ものさへあてかい候而給させ不申」とあります。朝夕の食事も与えるけれど



写真6 継子を憎んで虐待

も食べさせなかった、あえて解釈すれば、目の前に置くだけ置いて実際食べることは禁じた、ととれないこともないので、まあそれほど無理な解釈をすることもないので、「給ものさへあてかい不申」か「給ものさへ給させ不申」の書き間違いと考えて、朝夕の食事も与えなかったととった方が素直だと思います。

実母慈光院は自分だけでなく、「家来男女二至まで荒々敷為取扱」、浅井家にいる家来や奉公人の男女にまで乱暴に扱ったので、さとは難儀をしました。さとは慈光院でなく、「富田甚左衛門姉」の出生した子となっています。次にしめす博奕と密通の記録の中にも「継子」という表現がありますので、さとは龜吉が姉と弟といっても、義理の姉弟で、さとは先妻(富田甚左衛門姉)の子、龜吉は後妻である慈光院の子なのです。それがさとを集中的にいじめた理由だったのです。

### てんしゅう

ところがこの実母慈光院、これだけではなかったのです。まず博奕です。新番頭大嶋民右衛門という人物の屋敷で、慈

光院と大嶋閑全・了智院・閑全の妾いさの四人が、夜に寄り集まり、深更(深夜)におよぶまで、「てんしゅう」という博奕をしたといひます。どういふものかは分かりません。大嶋家「親類書」(資料番号二一七五)によれば、大嶋閑全は民右衛門の養父、了智院は閑全の妹です。家族で博奕をして何がおもしろいのか理解に苦しみますが。

つぎに密通です。相手は同心川口弁次という者、そして、この年二月ごろからは家の若党大岸留次(郎)だったといひます。そうすると継子とを邪険に扱った家の家来の中にはこの留次郎も入っているということになります。

先妻の実家である富田家の享和二年(一八〇二)の「親類書」(資料番号九四三八)にすでに先妻は記されておらず、「姪 浅井庄左衛門娘」として、血のつながりのあるさだけ書いてあります。先妻はこの享和二年より前に没していたことになりました。亀吉の父親は文化四年に死去。浅井の家を相続した亀吉が「系譜」(資料番号二二八)を提出した文化五年(一八〇八)に八歳ですから、彼は享和元年(一八〇一)の生まれになります。どうやら寛政末年(一七九〇年代末)ごろに先妻が没し、それほどの間をおかずに父親は慈光院と再婚したのでしよう。

「風聞録」文化六年の項には慈光院らの処罰について何もふれていません。「密通」の項には「亀吉親類 村上又右衛門」に関する頭書があつて、慈光院の密通相手の留次が「暇ヲモ遣させ候程之品ニ候処、是迄何等申聞候品も不相聞不行届」

解雇すべきほどの事態なのに、何も言い聞かせたこともないようで行き届きだといふ評価が書いてあります。処罰されたかどうかは分かりませんが、亀吉がまだ若く、身近には男性がいなかったため、亀吉の父の従弟という遠縁の人物であるにもかかわらず、亀吉家に責任を負うべき役割が回ってきたのです。

さとの嫁入り

文化五年浅井亀吉「親類書」(資料番号一二九)には「母 小笠原一学娘(慈光院)の右肩に「御咎被仰付候」とあります。「咎」は「呵」、叱責のことなのか、別の処罰を意味しているのか、具体的なことは分かりません。さらに、慈光院の父に当たる「祖父 小笠原一学」にも同じく「御咎被仰付候」と記されています。祖父もこの虐待に関与していたようです。慈光院についてはそれ以外の記載はありませんので、実家に戻されたのではなく浅井家にそのままいたと考えられます。亀吉は何の咎めも受けていませんので、この虐待にかかわってはいなかったよう、これには救われます。

「姉 志人(さと)」は「私手前二罷在候」、亀吉のところに同居していますと書いてありますので、慈光院処罰後は平穩に暮らせたのでしょうか。ただ、慈光院が浅井家に居続けたとすれば、それはさとのとっては気が重かったことなのでしょう。写真7の天保二年(一八三二)の「親類書」(資料番号一三〇)では、さとと留守居番の「設楽源太郎妻」となっていますので、順当に嫁に出たようです。



写真7 虐待を受けた継子も嫁入り

実父の虐待

最後の話は実父による虐待です。写真8の「風聞録」によれば、文化六年(一八〇九)のころ、書院番だった養子松田文左衛門は後妻きよのといっしょになつて、先妻との娘くのをいじめたといひます。「当り悪敷食事等あてかい候上、厳敷手仕事等致させ候」、腐った食べ物を与えたくえ、厳しい手仕事もさせました。厳しい手仕事とは、たとえば機織りのようなことだったのでしょうか。実の父親からまで虐待されては逃げ場がありません。

文化六年九月に下つた処罰は、文左衛門に対して「内証二而教諭」、藩政治の中核、「内証」(中奥)で説諭するという軽いものでした。後妻きよのについては何も書かれていませんので、処罰は受けなかったのでしょうか。虐待が女子に向けてのものだったからなのでしょう。妻ふんへの虐待で千本新五郎が改易に処され



写真8 先妻の娘に手仕事を強いる



写真9 先妻の娘もその後、大番の妻に

## 北島御殿跡を探す

北島御殿は紀州藩が和歌山に所有していた御殿のうちのひとつで、紀ノ川右岸の河口部にある北島村（現和歌山市、地図1 ■部）に造営された御殿です。

『紀伊統風土記』によれば「村の南、公の別殿あり、北嶋御殿といふ、其西に鶴島といふ地あり」とあり、『南紀徳川史』（第十七冊）には、御殿の造営は寛文八年（一六六八）、二代藩主光貞のころで、「邸地は川に沿って一郭をなし、内に池沼あつて雁・鴨・群をなし、歴世獵遊の別邸たり、維新の前迄殿房、存したり」と伝えていて、歴代藩主の狩りの拠点となっていたことが分ります。

また、同書（第十冊）には村の高は三〇六石四斗三升一合で、そのうち二十二石八斗六升二合が「御殿地成（注 御殿に転換した田畑の数量）」と記されています。収穫高から逆算すれば、およそ四〇〇〇坪ほどの広さがあったと推測されます。

御殿は明治維新のころまで存在していたようですが、その場所は『紀伊統風土記』が伝えるように「北島村の南」とし、分らなくなっていました。

写真1の文書は北島村の西側に位置する松江村の庄屋文書のうちの一点です。

嘉永六年（一八五三）二月、土入川の流域十二か村の庄屋たちから大庄屋に対して、土入川が紀ノ川に流れ込む河口に樁堤を築立するように願い書が出されました。この願い書には「北嶋渡し場」や「喰

違イ通」、「久三」などの場所や通り、地名などが記されていて具体的な場所を知ることが出来ます。そこでこれらの地名や、文中の「北嶋御殿下」百間堤通中洲



乍恐再応奉願上口上  
一、中古来紀ノ川筋川床一鉢二埋し、自然天の川下へ破瀬持出シ、出水之節々北嶋渡シ場方食違イ通、久三へ悪水突掛ケ、土入川筋へ尻込二相成、年々右辺堤切レ二而当組村々田畑住家共水難ニ付、誠ニ以難儀迷惑仕候間、何卒右之北嶋御殿下百間堤通中洲江向ケ樁堤御築立被為成下候ハ、右之愁も無之（以下略）

写真1 西松江村文書 資料番号9

江向ケ樁堤御築立被為成下候ハ、...という記述から北島御殿跡を探してみたいと思います。

### 北島村とその周辺

北島村は、『紀伊統風土記』によると、藩政期には家数一八七軒、六五八人の人数の村でした。東には紀ノ川があり、北に福島村、西に野崎村、梶取村などがあり、野崎組（名草郡）に属していました。また村の南側には湊村（海士郡雑賀組）

があり、その西には松江村（名草郡貴志組）がありました。

ところで現在の紀ノ川河口部は、大正十二年（一九二二）から始まった護岸の改修工事や埋め立て工事、浚渫工事のため、それ以前とは一変しています。

今では北島の南部と隣接する湊の北東



地図1 現在の北島周辺（国土地理院 2万5千分の1「和歌山」部分）

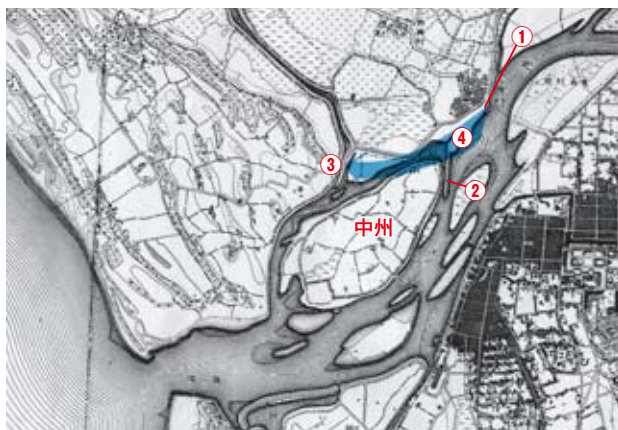
部は陸続きとなり、紀ノ川には北島橋や河西橋、紀ノ川大橋など多くの橋が架かっています（地図1）。

埋め立て以前の地理を知るために明治十九年（一八八六）測量の地図（地図2）をみてみたいと思います。

この地図によると、紀ノ川河口部には多くの中州があったことが分ります。

北島村の南部から分岐した紀ノ川の流れて北部から東側へ湾曲しながら南下してきた土入川の河口が、繋がっており、土

入川の河口が、分岐してきた紀ノ川と合流し、さらに南下しているため北島村の南、湊の東は大きな中州となりました。また、紀ノ川には橋はなく、渡し船が川を往来していました。北島村の東部の川沿いに石垣が積まれた小さな波止場があります（地図2①）。その対岸の砂地には城下へ通じる道があることから、これが「北嶋渡し場」であったと思われる。



地図2 明治19年測量 北島村周辺（国土地理院 2万分の1）部分

そして、村の東南の先端からは棒状の堤が紀ノ川中央部に向かって築かれています。これが「百間堤」(同②)でしょう。

そして紀ノ川の川沿いを堤防兼道路が通り、福島村や北島村の東側から南を抜けて土入川まで続いています。

願い書が出された嘉永六年からこの地図が測量された明治十九年まで三十三年ありますが、おそらく嘉永期においてもこのような地形であったと思われる。

「願い書」当時の紀の川

「願い書」によると古来より紀ノ川が、土砂などの堆積物により川の底が浅くなり、度々氾濫を繰り返していた様子が読み取れます。

嘉永期においてもそれはかわらなかつたようで、増水した紀ノ川の流れが、大きな中州によって阻害され、北島渡し場付近から、中州の北を分岐して流れる紀ノ川の水が喰違い通を越え、久三へ悪水が突いて来て、(地図2④)土入川筋へ逆流(尻込み)し、このあたりの堤が毎年切れてしまうとあります。そのために対組村々の田畑や住家が水難にあうので誠にもって難儀である、としています。

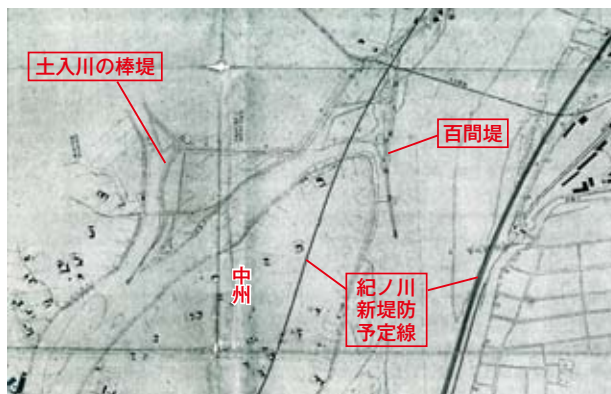
当時は大雨などで洪水が起きれば堤防のどこかが切れ、浸水し、増水した水が土入川を逆流し、流域の田畑や民家に多くの被害を与えていたことがわかります。この悪水は土入川を遡り流域の家屋や田畑を浸水させました。その被害を防ぐため土入川の河口に「棒堤」を築きたいと流域十二ヶ村の庄屋たちは連名で願い書をだしたのです。

「久三は「きゅうざ」と読み、土入川にかかる「久三橋」(地図2の③)の周辺をこのように呼んでいたそうです。

悪水は「北嶋渡し場」から「喰違い通」をこえて「久三」に突いてきた(地図2の④)とあることから、「喰違い通」は北嶋渡し場から南西へ続く堤防道ということになります。

では棒堤はどのように築かれたのでしょうか。願い書によれば、棒堤は「北

嶋御殿下より百間堤通」を「中州江向け」とあります。先にみた明治十九年の地図によると、土入川の河口には紀ノ川の逆流を妨げるかたちで棒堤が築かれています(地図2の③)。



地図3 大正三年の紀の川改修工事が始まった頃の百間堤と土入川の堤  
公文書C 93804 4002 (和歌山築港計画平面図)

地図3は大正三年の紀ノ川改修工事の図面です。土入川の河口付近に堤があります。嘉永当時の堤防はもう少し短かったと推測されますが、恐らく庄屋たちが築立を願ったのはこのような棒堤ではなかったかと思われます。

この棒堤は百間堤に通じる堤防道に接していることからこの堤防道が「百間堤通」ということになりました。だとすれば「北嶋御殿下」はこの道に続いてもう少し東寄りと考えられます。従って北嶋御殿は紀ノ川の百間堤と導入川の棒堤の間の、堤防道に接する、東の辺りにあったと推測されるのです。

北島周辺の小字

地図4は昭和十五年(一九四〇)の北島周辺の小字を記した地図です。

先ほど北嶋御殿と推測した場所に、「邸内」や「内座」の小字をみる事ができます。また邸内の西側には「鶴ノ嶋」や「向鶴嶋」などの小字もあり、『紀伊統風土記』に記された地理とも合致します。



地図4 北島周辺の小字(昭和十五年)  
公文書C 93809 5490 (和歌山市及三箇村之一部平面図)

では、この場所は現在のどのあたりになるのでしょうか。小字図には鉄道の路線が記されています。この路線は明治四十五年(大正元年、一九一二)に開通した加太軽便鉄道のもので、北島、加太間9.9キロを結んでいました。停留所は和歌山口駅(北島)、島橋、中松江など7箇所があり、加太の淡嶋神社参詣や、加太港から淡路、四国へ連絡の要として利用されました。

地図によると線路は内座と邸内の境を通り、西に向かっていきます。開通当初は

北島が発着駅でしたが、深山重砲兵連隊が設置され、次第に運輸、軍事上の最も重要路線となり、大正三年(一九一四)に、紀ノ川に架橋、南海鉄道と歌山市駅と接続し、和歌山口駅は北島駅となり、和歌山口駅は和歌山市に移転されました。この時架橋された鉄橋が現在の河西橋です。



写真2 河西橋からみた北島・湊方面(西南向き)  
手前に見えるのが百間堤の一部

河西橋は、昭和二十八年(一九五三)の水害で鉄橋の中央部が崩壊し、鉄道の橋としては使用できなくなったため、和歌山口から土入川以東はルート変更を余儀なくされ、路線は廃止されてしまいました。しかしながら、河西橋は、歩道の橋として残されたので、この橋を基準に考えると、橋の北詰から西へ延びる細い道が、かつての加太軽便鉄道の線路跡ということになります。

今では御殿跡近くには市営住宅や大型商業施設が建設され、当時をおもわせるものは紀ノ川河口に干潮時にその姿をみせる百間堤の一部のみとなってしまいました。(松島由佳)

## 文書館だより

### 文書館パネル展示から

#### ①「和歌の浦での和歌祭―昔と今―」



「展示中の様子」

紀州東照宮の例祭である和歌祭は、本年三九〇年目を迎え、五月一三日に行われました。文書館では祭礼当日をはさんで五月八日から同三一日までのくに志学館1階エントランスホールで標題のパネル展示を行いました。明治・大正期に和歌浦で開催されていた当時の写真や江戸末期の絵図などにより渡御のルートや各演目を紹介し、現代の写真と併せてパネル二〇枚の展示としました。戦後になると和歌祭は商工祭等に組み入れられ、地元和歌浦を離れて開催された期間が長く続いたあと、5年間の断絶期を経て、平成2年に地元で復活を遂げ、近年は地元での開催が定着してきました。今回の展示をおして地元との関わりを改めて感じていただけたことと思います。

#### ②「明治期の引札―堀家文書より―」

『堀家文書』は和歌山県内では、早くから知られた文書群で、当館収蔵史料目録九には三八八一点が収録されています。平成二四年度の前期パネル展示は『堀家文書』の中から紀の川市名手市場にかかわる各商店の引札を紹介しています。

『堀家文書』中の引札は全四二点ですが、このうち地元名手市場にかかわるものが二九点、近隣の粉河町のもが八点、和歌山市が二点、京都市が三点となっています。これらのうち、今回は名手市場の商店が作成した一六点を複製で展示しました。百年以上前の印刷物ではありませんが、保存状態がきわめて良好で、色鮮やかな意匠を楽しむことが出来ます。又、木口木版印刷、銅版・石版印刷等を駆使した印刷方法も興味深いところです。展示場所は、きのくに志学館2階、文書館への通路で、期日は九月三〇日までです。



堀家文書 資料番号ヌ-27

### 文書館の利用案内

#### ■利用方法



◆閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。◆複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

#### ■開館時間

◆火曜日～金曜日  
午前10時～午後6時  
◆土・日曜日・祝日及び振替休日  
午前10時～午後5時

#### ■休館日

◆月曜日（祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日）  
◆年末年始 12月29日～1月3日  
◆館内整理日  
・1月4日  
・（月曜日のときは、5日）  
・2月～12月 第2木曜日

・特別整理期間 10日間（年1回）

#### ■交通のご案内

◆JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分  
◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス

<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

#### 和歌山県立文書館だより 第34号

平成24年7月31日 発行

編集・発行 和歌山県立文書館

〒641-1005

和歌山市西高松一丁目七-三

きのくに志学館内

電話 〇七三-四三六-九五四〇

FAX 〇七三-四三六-九五四一

印刷 株式会社ウイング